

いずもし かいごほけん 出雲市 介護保険の しおり

かいごほけん とし ところ からだ よわ びょうき かいご ひつよう
介護保険は、年齢をとって心や体が弱ったり、病気・ケガのために介護が必要になった
ときに、本人が生活しやすいようにお手伝いをしたり、本人がまた元の生活に戻るよう
にリハビリテーションなどの手助けをする仕組みです。

かいごほけん つか ろうじん にゆうしょ ひるま しせつ かよ かいご
介護保険を使えば、老人ホームなどへの入所や、昼間だけ施設に通って介護してもらう
「デイサービス」などのサービスが受けられます。

かいごほけん かいご おも かぞく しゃかい おうえん し かく かぞく
介護保険は、介護でつらい思いをしている家族を、社会が応援する仕組みです。家族が
本人を見離したり、人まかせにしたりすることではありません。施設に行ったりするこ
とは本人にとって抵抗があるかもしれませんが、行ってみると人が変わったように
生き生きとされる方もいます。

かいご う けつ は かいご
介護サービスを受けることは、決して恥ずかしいことではありません。家族だけで
悩まず、まずは市役所または高齢者あんしん支援センターへご相談ください。

にほんご かいわ むづか ばあい じぜん しやくしょ こうれいしゃ しえん
なお、日本語での会話が難しい場合は、事前に市役所または高齢者あんしん支援センタ
ーにご連絡いただければ、市役所にいる通訳が対応します（この場合、通訳の業務の都合
によっては、すぐには対応できないことがあります）。

しかいぎよくほん
市外局番は「0853」です。

いずもしやくしょ こうれいしゃふくしか かいごにんていがかり
出雲市役所（高齢者福祉課 介護認定係）

21-6971

こうれいしゃ しえん いずもちいき
高齢者あんしん支援センター＜出雲地域＞

25-0707

ひらたちいき

＜平田地域＞63-8200

さだちいき

＜佐田地域＞84-0019

たきちいき

＜多伎地域＞86-7122

こりようちいき

＜湖陵地域＞43-7611

たいしやちいき

＜大社地域＞53-3232

ひかわちいき

＜斐川地域＞73-9125

かいごほけん りよう かた らん
介護保険のサービスが利用できる方については ⇒ 2ページをご覧ください。

かいごほけん りよう らん
介護保険で利用できるサービスについては ⇒ 3ページをご覧ください。

かいごほけん りようしや ふたん らん
介護保険サービスの利用者の負担については ⇒ 3ページをご覧ください。

かいごほけんりよう らん
介護保険料については ⇒ 4ページをご覧ください。

介護保険の サービスが 利用できる 方

介護保険サービスを 利用する には、「要介護の 認定」が 必要です。

介護保険サービスを 利用できる のは、出雲市に 住民票が ある 65歳 以上の 方のうち、要介護の 認定を 受けた 方（介護が 必要で ある と市が 認めた 方）のみです。（なお、40歳 以上 65歳 未満の 方であっても、老化に 伴う 特定の 病気に より 介護が 必要に なった 時に、要介護の 認定が 受けられる 場合があります。）

介護が 必要な 度合いを 「要介護度」と いい、7つの 段階に 分かれています。それらの 段階に 応じて、利用できる サービスの 回数や 内容などが 変わります。

<要介護度の 7つの 段階>

- ①要支援 1
- ②要支援 2
- ③要介護 1
- ④要介護 2
- ⑤要介護 3
- ⑥要介護 4
- ⑦要介護 5

①から ⑦へ 近づく ほど、サービスに 使える 金額が 増えて いきます。

介護度は、次の ように して 決まります。

- (1) 調査員が 本人の いる 自宅や 病院などに 行き、体や 心の 状態を 調べます。
※この時、ご家族などに 立会いを お願いします。
- (2) 本人が かかって おられる 病院の 医師から、市が 意見書を 取り寄せます。
※医師が 意見書を 書く ために、本人に 受診して いただくことが 必要に なる 場合があります。
- (3) (1) の 調査結果と (2) の 意見書を もとに、介護認定を 審査する 機関（介護認定審査会）が 要介護度を 決めます。
※体や 心の 状態が よい 方については、介護の 必要が ないと 判断される 場合があります。この 場合、介護保険の サービスは 使えません。

かいごほけん りよう 介護保険で 利用できる サービス

かいごほけん りよう おも つぎ
介護保険で 利用できる 主な サービスは、次の とおりです。

さいたく 在宅サービス

ほうもんかいご
訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが かいご ほうもん にゅうよく はい
などの 生活援助を します。 せ わ ちょうり せんたく そうじ
などの お世話や、調理・洗濯・掃除

つうしょかいご
通所介護（デイサービス）

かいごしせつ かよ にゅうよく しょくじ ていきよう きのうくんれん う
介護施設に 通い、入浴や 食事の 提供や 機能訓練 などを 受けます。

つうしょ
通所リハビリテーション（デイケア）

かいごしせつ かよ せんもんか う
介護施設に 通い、専門家に よる リハビリテーション などを 受けます。

たんきにゅうしよせいかつかいご
短期入所生活介護（ショートステイ）

かいごしせつ たんきかん にゅうしょ かいご にちじょうせいかつ せ わ う
介護施設に 短期間 入所し、介護や 日常生活の お世話を 受けます。

たんきにゅうしりようようかいご
短期入所療養介護（ショートステイ）

かいごしせつ たんきかん にゅうしょ かいご う
介護施設に 短期間 入所し、介護や リハビリテーションを 受けます。

ふくしようぐ かしだし
福祉用具の 貸出

くるま でんどう ほこうき ふくしようぐ か う
車いす、電動ベッド、歩行器 などの 福祉用具を 借り受けます。

※用具に よっては、かいごど ひく かた りよう ばあい
※用具に よっては、介護度の 低い 方は 利用できない 場合が あります。

じゅうたく かいしゅう ひよう しきゅう
住宅を 改修する 費用の 支給

じたく て と つ だんさ ひよう いちぶ しきゅう
自宅に 手すりを 取り付けたり、段差を なくしたり する ための 費用の 一部を 支給し
ます。

しせつ 施設サービス

じたく せいかつ むずか かた かいごほけんしせつ はい かいご う
自宅で 生活する ことが 難しい 方が 介護保険施設に 入って 介護サービスを 受けます。

※要支援1 または 要支援2 と 認定された 方は 利用できません。

りようしゃふたん わり わり わり
利用者負担は 1割（または 2割・3割）です

かいご りよう げんそく ひよう わり りようしゃ ふたん
介護サービスを 利用したら、原則として かかった 費用の 1割を、利用者に 負担して いた
だきます。（利用者に 一定 以上の 所得が ある 場合は、2割 または 3割の 負担を いた
だく 場合が あります。） ばあい

なお、1か月の 利用者負担が 一定の 額を 超える 場合は、市役所から 負担額の 一部の
払い戻しを 受けられる 場合が あります。 はら もど う ばあい

介護保険は、みなさんの 介護保険料 など により 支えられています

65歳 以上の 方の 介護保険料

介護保険料（2024年度～2026年度）の 金額は 13段階に 分かれており、本人や 家族の 所得などに 応じて 決まります。

段 階	保険料（1年間の金額）
第1段階	21,409円
第2段階	33,804円
第3段階	51,457円
第4段階	67,608円
第5段階	75,120円
第6段階	90,144円
第7段階	97,656円
第8段階	112,680円
第9段階	127,704円
第10段階	142,728円
第11段階	165,264円
第12段階	172,776円
第13段階	180,288円

保険料は、支給される 年金からの 差し引きや、銀行などへ 納めて いただく などの 方法 により 支払って いただきます。

40歳 から 64歳 までの 方の 介護保険料

加入している 医療保険の 計算方法に もとづいて 決定され、医療保険料と 一緒に 支払 って いただきます。

保険料の 支払いは お忘れなく！

保険料を支払われないと、介護保険サービスを 受けた 時の 利用者負担が 3割 または 4割に 引き上げられる などの 処分が 課される 場合が ありますので、気を つけて ください。

※処分の 内容は、支払いの なかった 期間の 長さに 応じて 決まります。